

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の一部を改正する規則

(都市整備課) 五六五^ハ

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 五六五

公 示

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定
大規模小売店舗の新設の届出に関する件
公共測量の実施

(高齢福祉課) 五六六
(商業・金融課) 五六七
(用地課) 五六八

規 則

岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。
岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則(平成六年岐阜県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に改め、同条第二号中「第十六条第二号」を「第十七条第二号」に改め、同条第三号中「第十八条」を「第十九条」に改め、同条第四号中「第二十条第一号」を「第二十一条第一号」に改め、同条第五号中「第二十条第二号」を「第二十一条第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十九年九月十二日

なお、その関係図面は、平成二十九年九月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
朝御岳山線					六・七	平成二九・九・三	平成二九・三・三
		下呂市小坂町落合字唐谷三三					

岐阜県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年九月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
温濁河線					三六・八	平成二九・九・三	平成二九・三・三
		下呂市小坂町落合字唐谷三三					

岐阜県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年九月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
大嶽岐野南線					三六・〇	平成二九・九・三	平成二九・六・一七
		安八郡神戸町大字西座倉字南屋敷五一〇番五地先から					
		同郡同町大字同後二九番地先まで					
		字宮					

公 示

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二第一項の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第十一条の六の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年九月十二日

岐阜県知事 古田 肇

指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地	事務所名称及び所在地	受託事務の種類	指定年月日
社会福祉法人白川町社会福祉協議会 加茂郡白川町三川二〇六五番地の二	さわやか白楽園居宅介護認定調査事業所 加茂郡白川町三川二〇六五番地の二	要介護認定調査事務	平成二九・八・二五

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年九月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十九年八月三十一日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社ギガス
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ岐阜店
岐阜市宇佐南一丁目七番一
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成三十年五月一日
- 五 店舗面積

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年九月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十九年八月三十一日
- 二 届出者の氏名又は名称
ロジコムリアルエステート株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
LCワールド本巢
本巢市政田字上市場一三九八 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成三十年四月三十日
- 五 店舗面積
四、八〇二平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
二一八台
- 七 荷さばき施設の面積
五〇平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
一五八台
- 三、三〇八平方メートル

七 荷さばき施設の面積
五一六平方メートル

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（数値撮影、同時調整、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年九月十五日から

平成三十年三月二十日まで

四 作業地域

瑞穂市

平成二十九年九月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社